

令和7年第5回（9月）佐渡市議会定例会会議録（第5号）

令和7年9月26日（金曜日）

議事日程（第5号）

令和7年9月26日（金）午後1時30分開議

第1 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第84号、議案第87号から議案第89号まで、議案第102号、議案第104号、議案第127号、請願第3号、請願第4号

（市民厚生常任委員会分）

議案第85号、議案第86号、議案第90号から議案第97号まで、議案第101号、議案第105号から議案第111号まで、議案第126号

（産業建設常任委員会分）

議案第98号から議案第100号まで、陳情第4号

第2 委員会の閉会中の継続審査の件

第3 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	村	川	拓	人	君	2番	川	原	茂	君
3番	坂	下	真	斗	君	4番	栗	山	嘉	男
5番	佐々木	ひ	と	み	君	6番	平	田	和	太龍
7番	山	本	健	二	君	8番	林		純	一
9番	佐	藤	定	君		10番	中	川	健	二
11番	広	瀬	大	海	君	12番	山	田	伸	之
13番	荒	井	眞	理	君	14番	駒	形	信	雄
15番	坂	下	善	英	君	16番	山	本	卓	君
17番	中	川	直	美	君	18番	佐	藤	孝	君
19番	近	藤	和	義	君	20番	室	岡	啓	史
21番	金	田	淳	一	君					君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	鬼澤佳弘君
教育長	香遠正浩君	総務部長	岩崎昭君
企画部長	北見太志君	財務部長	平山祐君
市民生活長	市橋法子君	社会福祉部長	吉川明君
地域振興長	門田靖君	農林水産部長	中川克典君
観光文化部長	小林大吾君	建設部長	佐々木彦君
教育次長	笠井貴弘君	上下水道課長	増家由季君
病院管理長	倉内学君		

事務局職員出席者

事務局長	中川雅史君	事務局次長	服部眞樹君
議事調査係長	池秀和君	議事調査係	余湖巳和寿君

午後 1時30分 開議

○議長（金田淳一君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日のデータは、今定例会のフォルダーの中にアップしたとおりであります。

日程第1 常任委員会付託案件

(総務文教常任委員会分)

議案第84号、議案第87号から議案第89号まで、議案第102号、議案第104号、議案第127号、請願第3号、請願第4号

(市民厚生常任委員会分)

議案第85号、議案第86号、議案第90号から議案第97号まで、議案第101号、議案第105号から議案第111号まで、議案第126号

(産業建設常任委員会分)

議案第98号から議案第100号まで、陳情第4号

○議長（金田淳一君） 日程第1、常任委員会付託案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂下善英君。

[総務文教常任委員長 坂下善英君登壇]

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告いたします。

議案第84号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について）。本案は、令和7年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ9億2,410万円を追加する予算の補正を令和7年8月18日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。主な内容は、令和7年8月発生豪雨による災害復旧事業に要する経費を計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第87号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、佐渡市職員のインターネット不適正使用により、市民の信頼を失墜させたことを踏まえ、市長及び副市長の令和7年10月分の給料について、給与月額から10分の1に相当する金額をそれぞれ減額するため、佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例を制定するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第88号 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第89号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、職員が仕事と生活の両立支援の拡充として、部分休業の取得方法を多様化するなど、所要の措置を講じるため、佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第102号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、令和7年3月21日に徳和地内において発生した佐渡市所有の山林からの倒木による事故に関し、相手方所有物の物損に対する損害賠償金を支払うことについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第104号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本案は、令和7年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出にそれぞれ47億6,568万9,000円を追加するものであります。主な内容は、防災対策事業費及び令和7年8月発生豪雨による災害復旧事業に要する経費を計上するほか、老人福祉施設整備事業の経費などに要する経費を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、他の所管委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。市民厚生常任委員会。高齢福祉課。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、老人福祉施設整備事業について。本事業の特別養護老人ホーム真野の里の移転新築に伴う補助金は、物価高騰対策による特別な対応である。今後、佐渡市市営高齢者施設あり方検討会及び佐渡市福祉サービス等将来構想調整検討会において、高齢者施設等の再編統合が議論されるものと理解をしている。その際は、市が方向性を示し民間同士の再編統合が円滑に進み、施設配置の最適化が実現するよう努力すること。

産業建設常任委員会。地域産業振興課。2款総務費、1項総務管理費、12目特定有人国境離島地域社会維持推進費、雇用機会拡充事業補助金返還金について。モニタリング調査により事業実態の確認を行い、早期に対応できた点は評価できる。しかし、安い補助金受給とならないよう、雇用の創出・確保という制度目的を十分に踏まえ、今後は返還金が生じないよう申請時に厳格な審査を求める。

議案第127号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について。本案は、令和7年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出にそれぞれ900万円を追加するものであります。主な内容は、豪雨災害被災復旧応援金事業に要する経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第3号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願。本請願は、国が高校授業料の無償化に向かう中、私立高校の入学金や施設整備等の保護者負担は残り、その助成も不十分で、同じ高校生でも公私校間に格差が存在していること、及び公立高等学校に比べ専任教員の割合が少ないとから、専任教員を増やし、子供たちに行き届いた教育が行えるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書を関係機関に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

請願第4号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元」に係る意見書採択の請願。本請願は、解決すべき課題が山積する学校現場において、子供たちの豊かな学びの保障や学校の働き方改革実現のため、30人以下学級とする学校編成標準の引下げの検討や、教職員加配の増員や少数職種の配置増などを求める意見書を関係機関に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより議案第87号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第104号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての委員長質疑に入ります。

産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） ただいま報告のあった、いわゆる雇用機会拡充事業の関係です。モニタリングをして問題があったということで、返還金約1,100万円近くが歳入としても入っているわけでありますが、これについて意見としては、早期に発見できた点は評価できるというふうにしているわけです。返還金が発生するということはあまり評価できないのだけれども、これどういう意味か。これまでの採択事業のうち、全てモニタリングをしてこのようになっているということなのか、問題ないのかお聞かせ願いたい。

2点目、意見の中では返還金などが発生しないように申請時の厳格な審査を求めるとしていますけれども、現在申請時に何か問題があるのかどうなのか。申請そのものがおかしかったら、これはもうまるっきり駄目なわけなのだけれども、その辺どういうことを言っているのかちょっとお尋ねをしたい。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

雇用機会拡充事業のこれまでの採択件数は353件であり、モニタリング件数について直近3年間では、令和7年度は100件、令和6年度は100件、令和5年度75件実施していると説明がありました。全てがモニタリング済みであるかどうかの確認はしていませんが、調査の中で今回の事業中止を把握することができたものであります。

また、当委員会が付した意見につきましては、申請時に現に問題点があることを指摘するものではなく、今回の事業中止による2件の返還金が発生した事実を踏まえ、制度目的に沿った事業となるよう、申請時の審査を一層厳格に行うよう求めたものであります。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 353件といいましたか、の数のうち、かなりやっているということなのですが、年次報告みたいなものは必ずあるわけでしょう。つまりそういうものがあってもモニタリング追跡調査をしないと分からぬような事業も結構あるというような理解でよろしいですか。例えばアプリ開発では事業実態がなかったということを言われているわけです。その辺どうなのか。年度年度こういうことをやりましたというので、補助金だから出てくるわけなのだけれども、その辺どうなのかと。あと、例えば先ほど言った事業実態がないみたいなのは、補助金詐欺とは言いませんが、補助金としては非常に悪質な補助金申請だったと思うのです。そういう場合には、そもそも雇用機会拡充事業は国の事業っぽいところがある

のだけれども、そういう場合のペナルティーみたいなのはあるのか。

2点目、申請時、だから事業実態がないみたいなものもあるということでいうと、申請時しっかりとしなければいけないのだけれども、議会としてはこういったところをしっかりとすべきとやっぱり政策提言をするというようなことが要るのではないか。昨日、全国市議会議長会研究フォーラムに行った議長、副議長のほうから報告がありましたが、政策論争で熟議を重ねて長期的な視野で議会として提言しなければいけないのだということも学んだところなのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） モニタリングをしたもので今回発見できたのが1件、それから採択事業者から自分たちはもうこの事業はちょっとできないので中止したいと言ってきたのが1件、それからそのほかのことは審議しておりません。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） ですから、事業ですから、うまくいかないこともありますので、我々聞いている中では途中でやめますと言ってきたのがあった、これは当たり前の話。だけれども問題は、やるとやっておいて、事業実態がなくて、それもモニタリングしなければ分からぬというようなことでは、これ主に国が、窓口は佐渡市になっているけれども、大本は国の事業なわけで、その辺例えば創業で450万円、事業拡大で最大1,200万円までの補助が出るわけでしょう。大変おいしい。おいしいと言うと失礼だけれども、補助金なわけなので、その辺はやっぱりもつとこういうふうにすべきだという議会的な提案があつたりすべきだというふうに思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

国と県と佐渡市で要綱をしっかりと今度もんでいただきて、今度は発生しないようにするという報告がありました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第104号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第104は原案のとおり可決されました。

議案第127号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についての委員長質疑に入ります。

産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） この第8号補正は、専決処分の第5号から一体の8月の豪雨災害に伴うものですが、とりわけ追加上程もされた災害復旧応援金のことについてお尋ねをいたしたいと思います。

新聞報道もあったもので、市民的な関心も非常に高いということなのですが、これ制度設計としてどう

なのかというのもあるのですが、まず全体の対象世帯はどの程度になっているのか。もともと各地区から災害が上がってき公共災害に行くもの、それに行かないもの、市の単独災害に行くものと、こう振り分けた上でここに対応しているのだろうというふうに思うのですが、対象件数を教えてください。

2点目、罹災証明ということが書かれていますが、災害のときの罹災証明というと、なかなか大きな災害のときはあるのだけれども、非常にちょっと分かりにくいところもあるので、この罹災証明の関係と、上程時にもありました。既に復旧済みも対象になるということだったのですが、具体的にどのような手続になるのか、市民的にも関心が高いので、ぜひお教え願いたいと思います。

3点目です。今回の豪雨災害は、南部を中心とした災害で、非常に行ってみないと分からないところがある。たまたま私南部に近いものだから、いや、これはすごいなと、行ってみてなるほどなというふうに思うところがあるのですが、今回現場確認は行ったのかどうか、その辺お教え願いたい。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

今回の豪雨災害被災復旧応援金については10万円の補助金を90件と見込み、総額900万円で予算計上されております。なお、既に復旧が完了しているものも対象となります。事業者に依頼せず、自ら復旧した場合は対象外となります。また、申請に当たっては被災状況が確認できる写真の添付が必要となります。被災地においては、現在も復旧作業や農作業が行われており、執行部も引き続き災害対応に追われている状況です。このため今定例会中の現地視察は実施せず、提出された詳細な資料や報告に基づき審査を行ったものであります。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） まず、現地確認のほうから言います。我々はこの間、江藤先生の話も聞いたのだけれども、コロナ禍のときに執行部任せにするのではなくて、こんなときだからこそ議会としてやるべきことはやるのだ、提言するのだということを学んだと思うのですが、その中でももちろん執行部の手を煩わせなくとも一定程度どこか見るということは私可能だったと思う。やっぱり想像を絶するところがあって、とりわけ南部地区は中山間地域で平場ではないものだから、多いものだから、平場とは全く違う、上程時に言いましたけれども、1件しかない農道みたいなものも含めて、やっぱり現地を見てほしかったと思うのですが、今さら言っても無理なのでしょうけれども、この後見て回るという理解でよろしいのかと。この後もまだ忙しいですよね、執行部は。という理解でいいのか。

2つ目、先ほどちらっと言いましたが、市の単独の災害復旧で過去の産業建設常任委員会でもやっていますが、上越市や魚沼市と比べても市の単独の補助制度が若干低いと。上越市は、受益者が10%で事業費100万円まで、魚沼市は補助率同じ10%で同じになっている。佐渡市は、田んぼの場合ですが、50%、50%ということになっている。こんなときだからこそ議会として政策提言、何か意見とか指摘をしつかりつけるべきだったのではないかでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

現場視察は、今後また考えたいと思いますが、委員長としては写真などで十分だと思っておりますが、委員会でまたもんでみたいと思っております。

次は、ほかのことは審議しておりません。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 先ほど言ったように過去の産業建設常任委員会では、上越市の例えれば農業用施設維持管理支援事業、中山間地域が多いものですから、そこは農業従事者の高齢化や担い手不足をなくしていくために特別に補助するのだと、こういうことをやっているわけで、こんなときに提言しないと議会としてのメンツが立たないと思うのですが、委員長、どのようにお考えですか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

その点については、審議しておりません。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第127号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第127は原案のとおり可決されました。

請願第3号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願についての討論に入ります。

栗山嘉男君の賛成討論を許します。

栗山嘉男君。

〔4番 栗山嘉男君登壇〕

○4番（栗山嘉男君） 日本共産党市議団の栗山嘉男です。請願第3号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願の賛成討論を行います。

新潟県内の高校生は、2024年5月1日現在で4万8,565人となっています。そのうち私立高校は全体の25.8%、高校生の4人に1人が私立高校生が占めています。新潟県の高校教育は、公立と私立の両輪によって成り立っています。保護者が私学助成を願う背景には、公立高校と比較して大幅に高い私立高校の学費があり、家庭の経済的負担が大きいという実情があります。私学に期待する教育の機会が経済的な理由で制限されることなく、より多くの子供たちが特色ある私学教育を受けられるように、私学助成の増額や維持が求められてきました。国では、高校授業料無償化に向けて大きな動きが見られました。今年2月、自民、公明、維新の会の3党が私立も含めた高校授業料無償化を進めることで合意しました。その後、6月に閣議決定された政府の骨太の方針2025では、いわゆる高校無償化、給食無償化及び零から2歳を含む幼児教育、保育の支援については、これまで積み重ねてきた各派の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て実現すると明記されました。このように国での私立高校授業料無償化の動きは毎年200万筆を大きく超える私学助成全国署名を積み上げ、ほぼ全党会派が署名の紹介議員になるなど、私立高校の学費無償化を求める運動が今日の動きとなったと

言えます。しかし、国の高校授業料無償化によって、私立高校学費の無償化が実現されるわけではありません。国が進めようとしている対象は、あくまで授業料です。私立高校には授業料のほかに入学金と施設設備費等があり、授業料が無償化されても保護者負担が残ります。入学金と施設設備等の保護者負担が約24万円、高学費校では約70万円もの負担が依然として残ります。一方の公立高校は、授業料無償で、僅か5,650円の入学金負担で済みます。依然として公私間の学費負担には大きな格差が存在することになります。高校への進学率が99.5%を占める今日、高校進学は義務教育に近いものがあります。せめて高校までは学費の心配なく、公立、私立どちらでも選択が可能となるよう学費の無償化が強く求められます。

一方、私立高校の運営は公費、経常費助成と学費収入で賄われています。公立より少ない公費のため、経費の多くを保護者負担に頼らざるを得ません。公費の不十分さ、さらには生徒確保の不安定な状況から、私立高校では期間の定めのない専任教員よりも常勤講師、1年契約のフルタイム勤務の教員、こちらに頼らざるを得ない状況があり、公立よりも常勤講師の割合が高い状況です。こうした中で、全教員に占める専任教員の割合を公立高校と私立高校で比較してみると、昨年度で公立高校が約74%を占めるのに対し、私立高校では専任教員の割合は60%と低い状況です。専任教員不足の根本の原因は、私立高校への公費支出が公立高校と比べて大幅に少ないことです。本県の高校生1人当たりの経常経費支出に対する公費は、私立は公立の3分の1にとどまっています。教育はその継続性が求められ、とりわけ私立高校は建学の精神に基づく独自の特色ある教育が行われております。その学校独自の教育の伝統を継承していく必要から、また一人一人の生徒に行き届いた教育を行っていく上でも、専任教員を増やすことが必要不可欠です。各学校の専任教員増を促進するため、私立高校への経常費助成の増額が必要です。私学助成は、私立、公立を問わず、学校を選ぶ自由を保障し、教育の機会均等を実現する制度であります。学費の保護者負担と教育条件の公私格差を是正するため、私学助成の増額、拡充が求められております。

最後に、請願者である新潟県私学の公費助成を進める会が取組の中で、高校生、保護者の声を集めておりましたので、若干紹介します。私は、公立高校の受験に落ちて私立高校に入学しました。私の両親は特別給料が高いわけではないので、私立高校に決まったときは、両親には本当に申し訳なかったです。私は、大学受験も考えていてお金に心配があります。入学費や授業料を公立と同じくらいにしてほしいです。

もう一つ、祖父母に育てもらっている私は、70歳を超えて私の学費のために働いてくれている2人にいつも申し訳ない気持ちでいっぱいです。負担を減らしてあげたいです。議員の皆さん、この声に応えようではありませんか。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（金田淳一君） 以上で請願第3号についての討論を終結いたします。

これより請願第3号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますが、本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りいたします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（金田淳一君） 起立少數であります。

請願第3号を採択することは否決されました。

これより請願第4号 「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元」に係る意見書採択の請願についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります、本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 可否同数であります。

この場合、議長の裁決になります。

議長は、現状維持を選択いたしますので、請願第4号は否決となります。

これより議案第87号、議案第104号、議案第127号、請願第3号、請願第4号を除く総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 否決でなく、議長、不採択ではないですか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午後 2時05分 休憩

午後 2時06分 再開

○議長（金田淳一君） それでは、再開いたします。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、佐藤定君。

〔市民厚生常任委員長 佐藤 定君登壇〕

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告いたします。

議案第85号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について）。本案は、令和7年度佐渡市水道事業会計予算について、資本的収支の収入及び支出にそれぞれ1,800万円を追加する補正予算を専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。内容は、令和7年8月発生豪雨による災害復旧事業に要する経費を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定いたしました。

議案第86号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について）。本案は、令和7年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支の収入及び支出にそれぞれ400万円を追加する補正予算を専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。内容は、令和7年8月発生豪雨による災害での対応に要する経費を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定いたしました。

議案第90号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和7年度税制改正などに伴い、佐渡市税条例の一部を改正するものであります。主な内容は、令和7年度税制改正のうち、本年3月31日に専決処分した事項以外のものについて、個人住民税所得割に関する大学生年代の子供などに関する特別控除の規定が新たに創設されたことに伴う整備など、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第91号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、国が作成する仕様書に記載された標準様式に所要の改正を行うため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第92号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、ビューサわた、羽茂温泉ケアテルメ佐渡の事業を令和8年3月31日で廃止するため、佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第93号 佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和6年度人事院報告において、仕事と生活の両立支援の拡充として、部分休業の取得方法が多様化されることから、各企業会計職員の給与に関する規定を改めるため、佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第94号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、人口減少などに伴う水道料金収入の減少、物価高騰など社会情勢の変化の中で、事業の経営を維持し、安全な水道水を安定供給できるよう、計画的な施設の更新や災害対策事業の財源確保を目的に水道料金を改定するため、佐渡市水道事業給水条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。佐渡市水道運営審議会が結論づけた水道料金の値上げについて、令和8年4月1日から10%増、令和10年4月1日からさらに10%増という対応である。料金値上げについては、物価高の昨今においてやむを得ない状況であることは理解する。市報「さど」、回覧板やSNSなど当市の保有する広報ツール等を最大限活用して、市民の納得感が少しでも得られるよう早急に説明責任を果たす努力をすること。

議案第95号 佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、人口減少などに伴う下水道使用料収入の減少、物価高騰など社会情勢の変化の中で、事業の経営を維持し、計画的な施設の更新や災害対策事業の財源確保を目的に下水道使用料を改定するため、佐渡市下水道条例の一部を改正するも

のあります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりあります。

意見。公共下水道の接続率は、68.6%と大変低い水準にある。下水道への接続を啓発し収支改善に努めること。

議案第96号 佐渡市漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第97号 佐渡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、人口減少などに伴う下水道使用料収入の減少、物価高騰など社会情勢の変化の中で、事業の経営を維持し、計画的な施設の更新や災害対策事業の財源確保を目的に下水道使用料を改定するため、佐渡市漁業集落排水施設条例及び佐渡市農業集落排水施設条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第101号 財産の無償譲渡について（旧歌代の里寄附物品）。本案は、令和7年3月末をもって廃止した旧歌代の里において、施設開設時に寄附を受けた物品を寄附者である佐渡ライオンズクラブに無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第105号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億695万9,000円を追加するものであります。主な内容は、子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修費などを増額するほか、国民健康保険事業財政調整基金の積立金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第106号 令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ7,218万6,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費の減額、前年度決算の確定及び令和7年度確定賦課に伴う後期高齢者医療広域連合納付金などの増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第107号 令和7年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和7年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億6,958万5,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費の減額、前年度決算の確定に伴う給付準備基金積立金及び国庫負担金などの精算返還金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第108号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ699万9,000円を追加するものであります。主な内容は、最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費の減額、前年度決算における一般会計拠出金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第109号 令和7年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本案は、令和7年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収支の支出の予定額から1,206万7,000円を減額するものであります。

主な内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第110号 令和7年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和7年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では、収入の予定額に4万円を追加し、支出の予定額から6万5,000円を減額するものであります。また、資本的収支では、収入の予定額に4,550万円を、支出の予定額に4,536万6,000円をそれぞれ追加するものであります。主な内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費の補正のほか、委託料の増額及び豪雨災害に伴う災害復旧事業に要する経費を計上するものであります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第111号 令和7年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和7年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では、収入の予定額に3,446万1,000円を、支出の予定額に5,380万6,000円をそれぞれ追加するものであります。また、資本的収支では、収入の予定額から3,095万円を、支出の予定額から1,854万2,000円をそれぞれ減額するものであります。主な内容は、新潟県最低賃金引上げ及び人事異動などに伴う人件費などの補正のほか、国の予備費による大規模下水管路特別重点調査事業に係る収支の補正を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第126号 令和6年度佐渡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。本案は、令和6年度の佐渡市下水道事業会計未処分利益剰余金3億1,142万4,709円のうち2億円を減債積立金に積み立て、残余を繰越すものとすることについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 先ほどの件ですが、議会中に訂正が必要なので申し上げますが、読み原稿として正しいのは、賛成反対が同数ですが、議長は現状維持を選択しますので、請願第4号は賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。これ議案ではなくて請願なので、否決はありません。もう一度調べてみてください。なぜ今言うかというと、先ほど休憩中のまんまの話だったので、再開しますもなかつたので、今申し上げます。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午後 2時22分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

休憩中、議会運営委員会を開いて近藤議員の御指摘につき協議をいたしました。議員の御指摘もごもともでございますが、議決の宣告については、議案であれ、請願であれ、基本は可決、否決ということであって、当市議会におきましては、先例に基づいてこのような宣告を行ってきたものであります。御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議事を進めます。

議案第92号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 議案第92号、佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例改正です。直接的にはビューさわた、クアテルメ佐渡の無償譲渡、施設の譲渡とは関係がない条例なのだというふうに思いますが、直接的ではないけれども、やっぱり関連しているという角度もあるので聞くのですが、健康保養センターの廃止後、上程のときも聞きましたが、一体どうなるのかということです。例えばビューさわたでいえば、施設の中についているのだけれども、行政お得意の、廃止するともう全然戸も開けずにすぐぼろになってしまふみたいなものもあるわけなのだけれども、具体的にどうなるのか。

それと、もう一つは、羽茂の施設は借地等の問題はないのか、この間議会に出された資料では一定程度の借地があるみたいな感じになっていたのですが、どうなのかお尋ねをしたいというものです。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） それでは、中川議員の質疑についてお答えします。

施設の廃止後どうなるかというところについて、いま一度委員会の中で今回の施設譲渡に関する経過の説明をいただきました。本年に入りまして、5月から6月にかけて第1回目の民間譲渡の募集、そして第1回目で不調でありましたので、2回目、6月の末日までに第2回目の募集をしましたが、その際も応募が条件の変更もありましたが、ありませんでした。そういう関係で、この後どうなるかということの質疑の中では、募集期間終了後9月になりました、各事業、各施設それぞれに新たな提案がございました。現在その提案を精査している最中だというふうに説明がありました。

また、もう一つ、羽茂の借地の件でありますと、事業者との関係もありますが、今後提案された条件について地域活性化につながっていくかどうかというところも踏まえますが、ただ募集期間中の条件と今回のもし条件が整った場合の条件ですが、改めて解体費用についてどうするかというのは、先方負担ということも検討の視野に入っておるところでございます。借地としてはありますが、借地についてどうするというところの審査はありませんでした。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうしますと、今ちょっとあったような気がする。募集は終わったのだけれども、手を挙げる業者が両方の施設にもいるという理解でよろしいのでしょうか。だとするのならば、再々募集の条件でもう一度募集をしてみたらいいのではないでしょうか。この条例を可決することによって、行政財産を普通財産にするというものでは私ないのだろうというふうには思うのだけれども、ですから今後、廃止後、今後どうなるのかというテーマが頭に出てくる。その辺どうなっていますか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 今回の条例廃止についてあって、また2施設について継続の申出

があっても、この条例とは別に、今回の条例を廃止しても特段差し障りがないというふうに説明を受けました。また、再募集についてのことについては、審査はありませんでした。今2つの施設についての条件について精査しているという報告をいただいております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） ですから、この間、健康増進の施設、健康寿命日本一の佐渡を目指すということで位置づけてきたのだけれども、いろいろあって、今回施設の譲渡による民間のやってくれる人がいればということで、条件もよくしてやったものを、何か今度これが終わったら悪くするみたいな顔つきもしているのですが、そんなことはないのですか。その辺はまだ分かっていないという理解でよろしいですか。つまり第一次募集ではビューサわたは年間750万円で、第2回募集ではそれが1,000万円、羽茂については500万円だったものが667万円というふうに、こうなったわけで、もちろんこの条例とは直接には関係がないですが、健康保養センターとの関係は、その辺どうかお尋ねします。

○議長（金田淳一君） 佐藤市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 執行部の説明では、6月末までの再募集の条件とは明らかに違う条件での募集ということ、同一にはいかないということでお伺いしております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

議案第92号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

中川健二君の反対討論を許します。

中川健二君。

〔10番 中川健二君登壇〕

○10番（中川健二君） 佐渡の声会派の中川健二です。議案第92号、健康保養センター設置条例の一部改正に強く反対いたします。

条例改正案は、ビューサわたと羽茂温泉クアテルメ佐渡の事業を2026年3月31日をもって廃止するものです。羽茂温泉クアテルメ佐渡は、単なる温泉施設ではありません。佐渡市合併前の羽茂町時代に地域住民の健康増進と観光振興を目的に建設され、地域住民が出資して設立した温泉経営団体クリエイトはもちはが佐渡市の指定管理を受けて長年にわたり誠実に運営してきました。この経緯は、地域の自立と協働の象徴であり、住民の誇りそのものです。しかし、佐渡市が指定管理を島外の経営組織へ変更することでクリエイトはもちは解散を余儀なくされました。この決定は、地域の力をそぎ、住民の関与を断ち切るものであり、結果として無償譲渡の公募にも応募する団体が現れないという事態を招いています。この施設は、島内唯一の源泉掛け流し天然温泉として地域住民の健康と癒やしを支え、世代を超えた交流の場として機能してきました。クアテルメ佐渡は、特に高齢者にとって日常的な健康維持の場であり、孤立を防ぐ社会的なつながりの場でもあります。廃止によって、こうした生活の質が損なわれることは地域福祉の後退を意味します。クアテルメ佐渡という名が示すとおり、保養、回復を目的とした温泉文化は、佐渡の自然と調和した観光資源でもあります。廃止ではなく、経営を刷新し、地域団体との連携による指定管理者制度

や第三セクター方式にして、持続可能な運営を模索すべきです。市が運営しないという方針を前提に廃止を進めることは住民の理解と納得を欠いたまま、政策を強行することになります。地域の声を丁寧に聞き、合意形成を図ることこそ、自治の根幹ではないでしょうか。廃止ありきではなく、地元団体の再編や新たな協働体制の支援、指定管理者制度の見直し、医療、福祉、観光との連携による再活用等の代替案を真剣に検討すべきです。クアテルメ佐渡は、地域の歴史と誇り、そして人々の暮らしに根差したぬくもりのある施設です。そのともしびを消すのではなく、未来へつなぐ知恵と工夫を今こそ市政に求めたいと思います。議員各位の賛同を求めます。よろしくお願ひします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午後 2時46分 休憩

午後 2時46分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

これより議案第92号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第94号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 市長も本当に心苦しいと言いながら値上げをするわけですが、一括して下まで、上下水道合わせてやるということで通告をしております。

上下水道料金の値上げは、物価高騰から市民の暮らしを守ることが今政治の最大課題となっています。今自民党の総裁選挙でも消費税問題や物価高騰が語られていることは言うまでもありませんが、今どうしても値上げしなければならないものなのかということが第1点目です。

2点目、市長もよく言いますが、公営企業法に基づく独立採算云々ということで言うのならば、まずは企業努力をどれだけしたのか。経費削減をここまでやったというものがどうも文書を見ても見当たらない。以前紹介もしましたが、業務委託の約1億円を超えるものの43%が随意契約で高くなっているというのをしましたが、その辺どの程度の企業努力によるまずはそれがあるのか。それがあつて、初めて受益者にお願いするものだと私は考えております。これが公営企業の基本だと思います。

3点目、人口減少下の下水道事業における接続率及び解除率、先ほど意見の中に公共下水道の接続率というふうな表現があります。これは、水洗化率だというふうに私は思います。分母とあれの取り方が違う

というのは御承知のとおりだと思います。接続率ですから件数なのです。水洗化率というのは、人口対比でやっているわけで、というふうに思うのです。これ過去に大問題になったのです。例えば市の職員が公共下水道の範疇なのに接続していないのではないかというのも過去にあったわけで、そういう意味での接続率なので、お間違えがないようにというのが1つ。もう一つは、高齢化や独り暮らしになって、仮に接続していてもやめる人の解除率も結構増えてきているのではないかというふうに思うのですが、そういう経営分析もされた上で採決結果だというふうに思っているのですが、どのようになっていますか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） それでは、お答えいたします。

水道料金の値上げのところで、今値上げしなければいけないかというところの問い合わせがありますが、執行部からの説明では、経営の悪化と老朽化施設の更新ということが最大限のところで、県内平均の98%まで経営状態の料金回収率上げるとすると、今の現状から60%の値上げが必要となります。佐渡市においては現実的にはこの値上げは不可能でありまして、審議会に意見を答申して、20%というところが限界だというふうに値上げの申請があったように思います。どうしてもこの後、維持費については、向こう10年で維持費が倍になるというふうなこともありますし、人件費も今後5%，今回も8%，その他の資材も上がっておりまして、今値上げしないと手遅れになるという説明がありました。

次に、公営企業としての経費削減等の企業努力というところで、水道事業については具体的にこれというものはありませんでしたが、水源の合理化等の施設の合理化というのが広域にわたっていて、なかなか佐渡市の場合はいかないという説明はありました。ただ、具体的にこの経費を幾ら削減して少しでも補うというようなところの審議はありませんでした。

次に、人口減少下の下水道事業における接続率ですが、先ほど中川議員がおっしゃったのとちょっとやっぱり違いますが、先ほど言いましたおおむね加入率で69%ということです。高齢者の自然減によって、下水道の接続率が低下しておる。それについて毎年戸別訪問で接続率を上げておるという説明がありました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 提案理由の説明の中には人件費の分は入っていないのです。公営企業ですから、人件費どれだけかけたって構わないのです、売上げを上げれば。物価高騰などとしか入れていなく、市民に説明するというけれども、人件費も上がっているのです。例えば水道事業の人件費は、令和3年度に対して5%上がっているが、営業収益の使用料については5%減っているということなのだけれども、その辺はやっぱり市民にそこも言わないと。水道料金で職員の人件費も実は払っているよと、だけれども、払い切れないから一般会計からも入れているのだけれども。下水道の接続率の関係ですが、例えば令和3年度と比較しますと、公共下水道の料金収入が98%と減っているのですよね、かなり。令和3年度と比べても減っているということを考えると、非常にこここの部分は考えていかなければならない。ちなみに、離島とかこういったところの接続率は90%ぐらいにならないと採算がいかないと、68%だと全く足らない。その辺の努力もしていないというふうに私は見えるのですが、どうですか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 下水道の接続率については、やはり戸別に地区を定めて上下水道課で取り組んでおるという報告がありまして、具体的なところの名前は挙げませんが、令和5年度22件を重点的にやって、令和6年度は86件というところで地区別にそれぞれ上げて、今年については120件を戸別訪問して上げております。今の段階で64件の実績ということで、引き続き接続率の引上げ、そしてそれに伴ってそれとはまた別に高齢化世帯で将来の下水道の解消というのが迫っておりまして、痛しかゆいところというような説明がありました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

議案第94号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

佐藤定君の反対討論を許します。

佐藤定君。

[9番 佐藤 定君登壇]

○9番（佐藤 定君） 市民クラブ、佐藤定です。水道料金値上げに関する反対討論をいたします。

私たち市民にとって水道は日常生活に欠かすことのできない公共サービスです。しかし、今回示されている水道料金の値上げ案は、物価高騰やエネルギー費増加などで家計が厳しい状況にある中、さらなる負担増となります。特に高齢者や子育て世帯、低所得者世帯に深刻な影響を及ぼすことが強く懸念されます。確かに水道施設の老朽化や人口減少による収入減など、水道事業の運営には課題があることは理解いたします。しかし、その解決策を軽々に市民への一律値上げに求めるのではなく、まず市民の意見を聞いた上で実施すべきです。佐渡市ホームページに掲載されている市民意見提出手続では、市は基本的な計画や条例などを策定する際、素案の段階で趣旨と内容を公表し、市民の意見を募集しますとあります。これらの意見を踏まえて決定する一連の手続をパブリックコメントとあります。水道料金の値上げは、市民生活に直結する大きな出来事であり、市民の声を聞いた上で進めるべきであります。意見を求める際には、透明性と納得感が非常に大切になります。しかし、今回の手続では、審議会への諮問、審議会への答申であり、市民の意見を聞いたことにはなりません。水道事業については、事業管理費の増加により今後の経営は厳しいものにあります。このようなときだからこそ、市民に出向き、水道事業についての理解や意見を求めるべきであります。今回の手続は市民無視と言われても仕方ありません。今回の条例改正も今定例会に議決しなくとも、市民の意見を聞いてからでも遅くはありません。市民あっての議会であり、いま一度再考を期待し、反対討論といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で佐藤定君の討論を終結いたします。

議案第94号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第97号 佐渡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定までについての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

[17番 中川直美君登壇]

○17番（中川直美君） ただいま議案になっている上下水道合わせて一括の討論を行いたいと思います。

先ほどの委員長質疑もありましたし、今やじが飛びました、委員長に負けるなど。私審査していない

委員なものですから、当然負けるかなというふうに思っております。ただ、やはり昨日、議長、副議長が全国市議会議長会の研究フォーラムに行って、議員としての職責をしっかりとやりなさいよと、チェックをやりなさいよということがあるので、しっかりやらせていただきたいなというふうに思っています。

先ほどの委員長報告に述べた意見の中にもあったとおり、やっぱり市民に丁寧に、今物価高騰で深刻なさなかです。が必要かなというふうに思います。先ほどの討論の方も触れておりましたが、近代地方自治、政治、地方自治の本旨からいうと、やはり住民参加的なものが要るだろうと。毎日の暮らしに欠かせない水道であります。この時期でありますから要るだろうということです。ちなみに、一番の大本はいろいろあるのですが、供給単価が242円に対して給水原価が366円というふうになっていて、非常にギャップがあるということです。つまり採算割れして水をやっている。旧市町村でいいますと、私真野にいましたからよく分かるのですが、真野は水源がないものですから、非常に佐渡の中でも高かったのだが、いや、これだけはやっぱりそういうわけにいかないというのがあったのを記憶で呼び起こしているところであります。いわゆるいろいろあるのだけれども、給水原価に対して供給、売りが安いので採算が合わないから上げたいという。この間議会に示されたものでいうと、財政手法とは別の佐渡市独自のプライマリーバランス論があるのでしょう。値上げ3年後に上下水道合わせて3億円の一般会計からの繰入れをなくしたいというのが議会に示されている。今回値上げしたからといって採算合うわけではない。だけれども、3年間後に一般会計からの繰入れをしたい、一般質問の中でも財政調整基金みたいな話があったけれども、そういうものとは若干違うなということを、これが目的だということを指摘をして述べておきます。

3点目ですが、先ほど言いましたように公営企業ですから、職員がどんなにいようと、そんなもののいいのです、売上げを上げれば。まず、公営企業なのだからこそ、まず公営企業としてできることをやる。先ほど言ったように過去の監査の指摘も私あったように記憶をしておりますが、業務委託が43%が随意契約である。例えばこれも私過去に取り上げたことがあるのですが、これは浄化センターの入札です。入札をやつたら予定価格の40%で取る業者もいたと、これがいいとは言いません、40%。やはり随意契約ではなくて、一定程度の競争入札をすることによって経費削減ができる。今回の一般質問の中でも経費削減、今後も頑張りますみたいな話がありましたら、まずそれをやって市民の皆さんにお願いをするのが私は筋ではないだろうかと、こんなふうに思っています。先ほどちらっと言いましたが、人件費はトータルで約2億6,000万円です、上下水道合わせて。今回3年間で3億円、それぞれ複合するわけなのですが、です。一般質問の答弁の中で市長は、何かあたかも財政法違反であるかのような言い方もされましたら、そんなことは全くございません。一般会計のものについては、人件費の転嫁はしてならないが、公営企業については人件費は転嫁をするべきものだということです。

次に、監査がこの間どう言っているかということを若干説明をさせていただきます。見ていただければ令和5年度の決算の監査の結びにこのように書いてあります。上水道、料金回収率については、当年度64.6%と前年度と比べて2.8ポイント悪化しており、一般会計からの繰入れによらなければならない。令和6年度、今度決算やるところには何と書いてあるかというと、不納欠損は656件、3,571万9,000円となり、前年度との比較では401件、3,433万4,000円増加した。未収金の回収については云々とこうある。これをもっと努力しろと。では、下水道会計はどう言っているかというと、さっきの接続率の問題が出てまいります。令和5年度のときの監査の指摘では、公共下水道への接続率については全体で68%であり、工

リア別では真野地区の83.5%に対して両津地区は53.2%、相川地区は47.5%と地区によって格差が見られる云々とこうなっている。多分恐らく接続率は水洗化率なのだろうというふうに思いますが、このような状況かなというふうに思います。同じように下水道の各事業会計について、令和6年度の決算ではどのように言っているかというと、これも当年度の料金回収率については66%と前年度に比べ1.4%改善しているが、類似団体の平均の95.3%を大きく下回っている。よって、他会計からの補助金で補填しているのが状況であると、監査がこのように言っております。この分を、あそこに監査がいますが、こういったところをどれだけ努力したのか、全くそれなしに何か給水原価と供給原価のあれで大変なのだと、そういうのではなくて、ここはスマートにやりませんかというのが1点です。

基準外の繰入れのことです。私も今回非常に勉強させていただきました。公営企業における審議会の繰入れのルールやいろいろなものを調べてみたところ、なかなか公の統計数字はないのですが、資本的収支、収益と資本のいずれかの繰入れが事業者の割合で57.6%という数字も見つけました。また、資本の基準外繰入れが67%にもなっているという、そういう論文もございました。そういう意味でいうと、非常に基準外が全て悪いというものではないということあります。

だんだん長くなってきたので、最後にいたしますが、先ほど言ったように、特に上下水道といいますが、他市では上水道は上げるが、下水道は上げないというようなところもあります。何で一緒に上げる必要があるのか。上水道については100%近い加入者です。下水道については、もっと加入率を上げれば収益増えるのです。そういう側面があるにもかかわらず、そこは企業としての努力が私はあった上でやっぱりやるべきではないか。離島の場合は80%を超える、いや、90%ぐらいではないと、それでも採算合わないのでしょうけれども、回収率がいかないというふうに思います。

最後に、委託料のことは言いましたが、では滞納のことを、滞納を全て悪く言うわけではありませんが、この間も言いましたが、令和5年度の決算で水道料金の滞納は1億1,000万円です。大口滞納者というのは、主に宿泊業者、営業関係です。1億1,000万円、下水道料金でも2,300万円というのが令和5年度の数値でございます。まず、こういったところをしっかりやれよというのが、私は市民の声ではないかなというふうに思います。今生活が苦しく本当に大変だ。この前、物価値上げが10%ぐらいかなという話もあります。そういう中で離島として水道事業が大変なことはよく分かりますが、もうちょっと頑張る必要があるのではないかということです。

最後に、議員の皆さん方と見識が違うのですが、私は議員報酬のボーナスを上げておいて、市民への水道料金は上げるべきではないという私の考えを最後に述べて、討論といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第94号から第97号までの討論を終結いたします。

これより議案第94号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第94号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後 3時08分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

これより議案第95号 佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第95号は原案のとおり可決されました。

これより議案第96号 佐渡市漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第96号は原案のとおり可決されました。

これより議案第97号 佐渡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第105号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） ただいま議案となっています国民健康保険の補正（第2号）について反対の討論を行います。

これは、上程のときにも言いましたし、6月定例会の本算定のときにも言いました。6月定例会の答弁

によりますと、私は本算定というのは、どれだけ国民健康保険税の、さっきの水道料ではないけれども、市民の負担をやるのかということで、繰入れが一体幾らあって、いろいろなものが幾らあってという計算でやります。これが本算定です。予算も示さないものですから、一定繰入金額があるのではないかと、約9,000万円と言いましたが、今定例会ではっきりいたしました。あのとき6月ですから、出納閉鎖期も終わって確定はしていたと思うのですが、1億1,322万円になっています。つまり2,322万1,000円予定よりも多かったということなのです。つまりこの分は引下げに回すことができる。引下げに回さずに、これを全部基金にため込もうというのが今予算になっています。ううんと言っていますが、人件費や何かは、これは本来やるべきと思いますが、ため込むべきでは私ではない。歴代の市政がどうだったか。多分恐らく新しい議員たちは、そうは言っても基金がないからと言う。以前は、大体の自治体では基金を使い果したものなのです。では、佐渡市の基金が一番少なかったときはいつかといいますと、一生懸命調べてきました。平成24年度には、基金380万1,000円です。その代わり法定外の繰入れが平成24年度が1億5,100万円、平成25年度が1億8,500万円、平成26年度が6,000万円、法定外の繰入れやっています。そのときは、平成26年度でも380万円なのです。このように市民の負担を抑えてきたのが私は歴代の市政だというふうに思います。ちなみに、国民健康保険税がどれだけ高いかといいますと、市が示したモデル世帯で言います。4人家族でモデル世帯、給与所得433万円、総所得310万円に対して約16%の負担なのです。所得から基礎控除しか引けないのが国民健康保険の課税ですから、いかに高いか。所得イコール割合です。いかに高いかという内容です。ちなみに、さきの6月で値上げは1人当たり7,852円、1人当たり値上げで約8.8%の値上げをいたしました。今回の、前年度の繰越1億1,322万円を1人当たりで直せば9,975円の黒字なのです。つまりこの基金を使えば上げなくても済んだということが明白であります。財政法ということが最近よく出るので、一般会計が昨年から繰越したものがあったときには、2分の1は基金に積み立てるが、残りは使う。これはなぜかというと、会計年度の独立の原則からそうなっているのです。そんなこと言ったら、いや、国保は違うという方もいましたが、これもちょっと勉強してきましたが、そうではありません。やはり地方自治の趣旨に沿った財政法にのっとってやっぱりやるべきだから、本来的には、これは6月定例会のところ、つまり国保の運営協議会でもこのような説明でやってきたのだろうというふうに思います。過去は、繰越が一体幾らある、あるいは幾らある、どうやって負担を抑えるか、ここがこれまでの国保の立ち位置だったということを強く指摘をしておきたいというふうに思います。したがって、この予算については反対をするものです。

ついでに、また怒られますが言っておきます。私、皆さんと信条は違いますが、自分のボーナスを上げておいて国保の……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○17番（中川直美君） 上げた人が何か言っていますが、負担を上げるというのは私の信条には合わないとすることをあえて言いまして、反対の討論といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第105号についての討論を終結いたします。

これより議案第105号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第105号は原案のとおり可決されました。

これより議案第92号、議案第94号から議案第97号まで、議案第105号を除く市民厚生常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、山本健二君。

[産業建設常任委員長 山本健二君登壇]

○産業建設常任委員長（山本健二君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第98号 新たに生じた土地の確認について（松ヶ崎地内）、議案第99号 字の変更について（松ヶ崎地内）、以上の2議案は、松ヶ崎地内において、新潟県が主要地方道佐渡一周線の道路改築事業により施工した海岸保全施設及び道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得た公有水面埋立地などについて、新たに生じた土地を確認すること並びに字を変更することについて、それぞれ議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第100号 和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結について。本案は、和木漁港港整備交付金工事について、本年8月19日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第4号 8月豪雨被害に伴う早急な復旧対応についての陳情。本陳情は、8月の豪雨により被災した樹園地、農道並びに集荷に関わる主要道路の早期復旧を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより産業建設常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（金田淳一君） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査等の件を議題といたします。

各委員長から閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することを決定いたしました。

日程第3 議員の派遣について

○議長（金田淳一君） 日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第165条の規定により、お手元に配付したとおり、議員を派遣することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり決定いたしました。

○議長（金田淳一君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和7年第5回（9月）市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におかれましては、本会議並びに委員会におきまして慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、一般質問におきましては、市政全般にわたり多くの御質問をいただきました。現状並びに課題をしっかりと整理しながら、持続可能な市勢発展に努めてまいります。

職員のインターネット不適正使用につきましては、市民の皆様の信頼を失墜させたことを重く受け止め、本議会におきまして、市長及び副市長給与の減額条例を提案し、議決いただいたところでございます。しかしながら、組織全体の規律、これをしっかりと正していくなければならないということから、職員全体に注意喚起をし、改めて公務員の本質、姿勢について確認と議論をさせておるところでございます。信頼される行政となるように繰り返し議論をしながら、職員と一緒に真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

また、8月の記録的な豪雨により南佐渡地区を中心に個人宅の敷地や道路、農地、農林業施設など、過

去に例のない多くの被害が発生いたしました。災害復旧に要する事業予算や被災した個人の宅地及び農業用施設の復旧費用への応援金につきましても議決いただきましたので、一日も早い復旧支援に取り組んでまいります。

さて、9月7日には2025佐渡国際トライアスロン大会を開催させていただきました。大会当日、本当に早朝からの強風により海が荒れ模様となり、選手の皆様の安全を考えまして、スイムコースを一部短縮をさせていただいたところでございます。また、強風と雨風でございます。過去に例のないコンディションが非常に厳しいということで、島内外より1,700人余りのアスリートの皆様が、その中で参加をいただいたところでございます。私自身もリレーBのタイプに参加させていただきました。やはり参加すると佐渡のボランティアの皆様、そして沿道から応援してくださる市民の皆様、このすばらしさがやはり認識できるというふうに思っております。佐渡大会のすばらしさは、本当に佐渡の市民全体の皆様方のお力添えによって成り立っているというところを私だけではなくて、選手の皆様全体が感じた大会になったというふうに考えております。改めまして、関係者の皆様を含めまして、市民の皆様に本当に感謝を申し上げるところでございます。

また、9月23、24日の両日でございます。中華人民共和国江蘇省塩城市で開催されました世界沿岸フォーラム2025に参加をし、この市長の円卓会議というものに出席してまいりました。議会中にもかかわらず、出席について御理解いただきました議長はじめ、議員の皆様に感謝を申し上げます。本会議は、世界の湿地保全に関わる課題や優良事例の共有、持続可能な発展に向けた取組などをテーマとした国際的なフォーラムでございます。主催者側からの招待を受けまして、私のほうから「生物多様性社会と経済が共生する持続可能な佐渡を目指した取組」ということで、トキ、農業、そして脱炭素、こういう視点から環境と経済について発信をさせていただいたところでございます。

また、佐渡の子供たちの活躍がどんどん続いております。今月、滋賀県で開幕します「わたS H I G A 輝く第79回国民スポーツ大会」に陸上競技で佐渡高校の男子生徒1名、バレーボール競技では同じく佐渡高校の女子生徒が1名、それぞれ新潟県代表として出場いたします。また、中学生におきましてもJOCジュニアオリンピックカップの新潟県代表に両津中学校の男子生徒1名が陸上競技に、同じく両津中学校の男子生徒1名がバレーボール競技にそれぞれ選出されました。子供たちのすばらしい活躍、これをしっかりと我々も応援しながら、市民と一緒に勇気と感動を持っていきたいというふうに考えております。

結びになりますが、島内各地では収穫の秋を迎えております。本格的に食の島としてのシーズンに入ってきたところでございます。一方で、今年の夏の高温と8月の記録的な豪雨による農作物の影響が心配されるところでございますが、被害状況につきましてはしっかりと把握し、適切に対応してまいります。

日を追うごとに朝晩の涼しさも感じるようになりました。季節が本当に移り変わるべきでございます。市民の皆様、議員の皆様におかれましては、健康に御留意をいただきながら、ますます御活躍いただけますよう御祈念申し上げて、本定例会の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（金田淳一君） 以上で会議を閉じます。

令和7年第5回（9月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 金田淳一

署名議員 山本健二

署名議員 佐藤定